機式第15号(第27条関係)(第1面)公共職業訓練等受講証明書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。

※ 帳票種別 1. 支給番号 1. 対給番号 1. 対給番号 1. 対給番号 1. 対 1.		2.未	支給区分(空村)	関 未支給。	1外)			
3. 待期満了年月日 (4 平成 5 令和)				77.244				
元号 年 月 日 (末日) (末日) (末日) (末日) (末日) (末日) (末日) (末	5. 認定日数	受講日数 3	通所日数		特定職権の1	種受講日	数	_
元号 年 月 日 月 7. 寄宿日数その1 8. 内職その1 (労働日数 - 収入額)		JL─JL─JL─J 業手当支給日数その1	10. 早	期就業支持	屋金支給	日数その	D 1	
11. 支給期間その2(初日) (末日)	7 円 12. 認定日数 (4 平成) (5 令和)	受講日数 3	通所日数		3.特定職の2	種受講	日数	_
元号 年 月 日 月 14. 寄宿日数その2 15. 内職その2 (労働日数一収入額)	1980	大業手当支給日数その2	17. 早	期就業支持	爱金支給	日数その	02	
1 受講者氏名		2 証明対象	期間	令和		年		月
3 訓練受講職種		100			_	1		
4 右のカレンダーに該当する印をつけてくださ			1	2 3	4	5	6	7
(1)公共職業訓練等が行われなかった日 (2)公共職業訓練等を受けなかった日のう			8	9 10	11	12	13	14
イ 疾病又は負傷による場合	O印		15	16 17	18	19	20	21
ロ イ以外でやむを得ない理由が			22	23 24	25	26	27	28
ハ やむを得ない理由がない場合	X 印		29	30 31				
5 特 記 事 項								
上記の記載事実に誤りのないことを証明								
令和 年 月	日							
(公共職業訓練等の施設の長の職名) 神奈川県立東部総合職業技術校長								
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをし	しましたか。	Mat		1	した	ロレ	ない	
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ま		***************************************		1 1	导た	口得	ない	
8 寄宿の有無 有()	(#)	1
上記のとおり申告します。 また、この証明書の提出を上記公共職業	対別神等の協設の長に委任し							
るた、この皿の目の返山とエロム六根木	受講者氏名	O. 9 a						
公共職業安定所長	支給番号 ()	
※連絡事項		11.6						
備考		(4)			i.			
※ 月 月	次 表 長	保		係		操作者		

注 意

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載を して提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に 受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として 刑罰に処せられることがあること。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって 収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボ ランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働い た場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、 「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、 8欄の下の「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」 を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。